



# 第13回 「転落事故」

弁護士 山下 洋一郎  
弁護士 山口 祐輔

## 1.はじめに

入院患者がベッドから転落する事故は防ぎたいことですし、責任の有無についての判断には難しいものがあります。今回は、看護師に責任はないとした裁判例を紹介します。

## 2. 事案

腎不全と糖尿病の持病があり、排泄に介助を要し、歩行と更衣は全介助が必要な81歳の男性が、壊疽となった右大腿切断のために入院しましたが、翌日の午前1時30分ころにベッド下に倒れいるところを発見されました。そして翌16日午前1時52分急性硬膜下血腫により死亡しました。遺族は、転落防止のために1時間に1回以上病室を巡回すべきであり、ベッド脇全体に転落防止用の柵を設けるべきだったのにこれを怠った等として、1300万円強の損害賠償請求の訴訟を提起しました。

## 2. 裁判所の判断

裁判所は、医師にも看護師にも注意義務違反はないとの判断をしました。すなわち、患者は頭と足がベッド上とは逆の向き（ベッドの枕側に足がある状態）で倒れていたことから寝返りをしようとして転落したものではなく、どのようにして転落したのかは不明であるが、ベッド柵は枕側から上半身に相当する部分の両側に設けられていたので、寝返りによる転落防止には十分であったとしたのです。

特に注目すべき点は、遺族は看護師が1時間に1回以上病室を巡回する義務があると主張しましたが、裁判所は、遺族の「主張するような巡回によって・・・転落を防止できたとは認められない」と判断したことです。転落という事態は一瞬で起きることもあるので、転落しそうなときにたまたま巡回しないと防げないということでしょう。

また、どのようにして転落したか不明だとも述べていますが、裁判でも解明できないことはあるのです。それを無理に判断しようとすると眞実と異なる判断に陥ることもあることを教えてくれる裁判例です（岡山地裁26年1月28日判決）。

3.まとめ

病院も転落防止のために様々な工夫をしています。それでも事故は起きます。そして、病院に責任があるとした裁判例も少なくありません。転倒転落アセスメントの評価をして、それに沿った可能な限りの防止策を施しておくことが必要です。

## 松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなく他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事案件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号オーク千葉中央ビル7階 電話：043-225-5242